

[事案 29-268] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

2 回の入院が 1 回の入院とみなされ、1 回の入院給付限度日数までしか入院給付金が支払われなかったことを不服として、2 回分の限度日数の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

急性腎不全のため A 病院に約 3 か月間入院（入院①）し、その後、腎機能障害等により B 病院に約 2 か月間入院（入院②）したので、平成 20 年 7 月に契約した生活習慣病保険にもとづき入院給付金を請求したところ、入院①と入院②は、同一または医学上重要な関係がある疾病を原因とすることを理由として 1 回の入院とみなされ、限度日数である 60 日間分のみが支払われた。しかし、入院①と入院②は別疾病を原因とする入院であるので、入院②についても限度日数の入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

入院①と入院②は同一または医学上重要な関係がある疾病を原因とするので、約款規定により、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院①と入院②の原因となった疾病は医学上重要な関係があること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。